

令和3年上尾市教育委員会9月定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年9月28日（火曜日）
開会 午前9時30分
閉会 午前10時55分
- 2 場 所 上尾市役所 7階大会議室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉
学校教育部長 瀧沢葉子
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部副参事 兼 学務課長 太田光登
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧澤誠
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 松木ヒロシ
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
- 5 傍聴人 8人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 8月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第48号 令和4年度当初教職員人事異動方針について

日程第5 協議

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第6 報告事項

報告事項1 令和2年度定期監査等の結果について

報告事項2 第2回上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会の結果について

報告事項3 職員人事異動について

報告事項4 令和3年度上尾市立公民館年間事業計画及び令和2年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について

報告事項5 令和3年度第1回生徒指導に関する調査結果について

報告事項6 令和3年8月 いじめに関する状況について

報告事項7 令和3年度就学時健康診断の実施について

報告事項8 控訴の提起に係る意見の申出について

日程第7 今後の日程報告

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和3年上尾市教育委員9月定例会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 8人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 8月定例会会議録の承認

(池野和己 教育長) それでは、「日程第2 8月定例会会議録の承認」についてでございます。8月定例会会議録につきましては、事前にお配りして、確認していただいておりますが、修正等がございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、谷島委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第3 会議録署名委員の指名」を行います。本定例会の会議録署名委員は、中野委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(中野住衣 教育長職務代理者) はい。

日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第4 議案の審議」でございます。本日予定しております議案は1件でございます。「議案第48号 令和4年度当初教職員人事異動方針について」説明をお願いします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第48号につきましては、太田学務課長が説明申し上げます。

○議案第48号 令和4年度当初教職員人事異動方針について

(太田光登 学務課長) 「議案第48号 令和4年度当初教職員人事異動方針について」でございます。

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。提案理由でございますが、令和4年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出するものでございます。議案資料に記載している埼玉県教育委員会の令和4年度当初教職員人事異動方針及びその細部事項に基づき、議案の項目1で基本方針について、項目2で退職について、項目3で転任・転補について、定めております。今年度は大きな変更はございません。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第48号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第48号 令和4年度当初教職員人事異動方針について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

日程第5 協議

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第5 協議」です。本日予定しております協議事項は、1件でございます。それでは、協議事項について説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 「協議1」につきましては池田教育総務課長より、ご説明申し上げます。

○協議1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(池田直隆 教育総務課長) それでは、協議としてご提出させていただいております「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」でございます。5月の教育委員会定例会で点検評価制度の基本方針をお示したところでございますが、本日は、ベースとなる全体の制度の部分について、ご説明をさせていただき、評価内容について委員の皆様からご意見を頂戴できればと存じます。

報告書1ページをご覧ください。「2 点検評価の対象」と「3 点検評価の方法」でございますが、「第2期上尾市教育振興基本計画」に掲げた7つの基本目標を達成するために実施した31の施策を評価対象としております。その評価に当たりましては、「令和2年度上尾市教育行政重点施策」に掲げた主要事業について、実施状況を点検し、施策ごとに自己評価を行い、成果、課題、改善点、今後の方向性等を明らかにしてございます。そして、第三者評価についてでございますが、法律では、点検評価結果の客観性を確保する観点から、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、知見の活用を求めているところでございます。本年度は、昨年度までに引き続いて、聖学院大学教授 井上兼生様、元上尾市立学校長 堀越洋子様へ依頼をするほか、本年度から新たに、元県立さきたま史跡の博物館長 井上肇様の3名に第三者評価を依頼して実施いたします。本年度、新たに

依頼する井上肇様におかれましては、埼玉県の職員として、県立さきたま史跡の博物館長の要職を歴任され、現在は、本市の文化財保護審議会の委員を務めていただいている方でございます。文化財への識見も高く、また県職員としての豊富なご経験を活かして、多角的な視点をもって、教育全般を評価いただける方として、依頼するものでございます。続いて、「4 本報告書の構成」を記してございます。(2)になりますが、基本目標ごとの施策について、「主要事業の概要と実施状況」を記した上で、「施策の評価」として教育委員会の自己評価を記載しております。また、別冊としての参考資料として「令和2年度各事務事業の実績」の冊子を配付させていただいておりますが、各事業の決算額や参考指標などを掲げておりますので、評価の参考としてご覧いただければと存じます。

最後に、本年度の点検評価に係る一連のスケジュールでございます。本日の委員の皆様からのご意見を反映させた上で、第三者評価を依頼し、最終的な評価案及び第三者評価を加えて、11月の定例会に議案提出させていただく予定でございます。その後、市議会の12月定例会において、市議会への報告及び公表を実施する予定でございます。

各施策の教育委員会の自己評価結果については、2ページ以降に掲載をさせていただいております。本日は、評価結果を中心に委員各位からご意見をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。協議事項について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(大塚崇行 委員) 点検評価報告書とその参考資料である実績の見せ方として、前々回の報告書には、別冊実績に付された事業番号が点検評価報告書の事業名にも記載されており、報告書と実績が容易に検索することができましたので、今年度も実績に記載している事業の番号を点検評価報告書にも記載してほしいという要望があります。

(池田直隆 教育総務課長) 番号を記すよう修正を行ってまいります。

(大塚崇行 委員) その番号を記してみると、報告書12ページの「指導方法改善事業」は2ページに記載されたものの再掲であり、24ページの「魅力ある学校づくり事業」も2ページに記載されたものの再掲であり、35ページの「コミュニティ・スクール推進事業」も27ページに記載されたものの再掲となっています。再掲の文書については、再掲表示と整理してありますので、統一したほうがよいと思います。

(池田直隆 教育総務課長) 表記方法の統一につきましても修正を行ってまいります。

(大塚崇行 委員) 内容に関して、今回の評価対象となっている令和2年度は、コロナ禍の初年度でもあり、様々な事業に中止という記載があります。また、GIGAスクール構想に伴って1人1台端末の整備などが進められ、報告書30ページに「ICT教育の推進」という施策がありますが、なかなかそれを生かしていきれていなかったというように思いました。その中でも、「家庭教育推進事業」は、別冊実績23ページでPTA連合会講演会の講演内容が動画配信にて行われたという記載があります。また、成人式も同様に動画配信により行われました。この二つがオンラインで行うことができた事業であったように思いますが、点検評価報告書には成人式についてはオンライン開催の記載がありますが、PTA講演会のオンライン開催のことが報告書37ページの「家庭教育推進事業」に記載されて

おりません。この講演会はPTA連合会に開催してもらっていますが、コロナ禍の中でも動画配信の形で開催することができたということ、ぜひ記載していただきたいと思います。そのような記載があって、この時代の中でこのような対応を行ったということが残っていくものであると思います。

（角田広高 生涯学習課長） そのように対応していきたいと思います。

（内田みどり 委員） 31施策の点検評価となっていますが、令和2年度は特にコロナ禍の影響で、事業が中止されたものが多かったように思います。31施策の他にも、コロナ禍という年度の特別な対応として、例えば学校が休校になったり、その影響により運動会や修学旅行等が中止になったりしたところもありましたので、どれだけのものがどれだけ影響を受けていたのかなどについて記載していなければいけないのではないかと感じます。施策の点検を行ったというだけでなく、実際にこのようなことがありましたということも実績の評価の中に記載したほうがよいと思います。

（小林克哉 教育総務部長） ご指摘のとおり、様々な事業に影響がありましたので、その点について見直しを行い、また改めて提示させていただきたいと思います。

（内田みどり 委員） 学校が休校になった中で学力的には落ちなかったということは大変素晴らしいことだと思います。そのことについてもどのような経緯があったのかについて残していただきたいと思います。

続いて、報告書14ページの「いじめ根絶対策事業（相談事業）」について、「子ども・いじめホットライン」の令和2年度の実績は1件のみの相談件数であったとあります。このホットラインをもっと活用してもらいたいと思いますが、そのための児童生徒に対する周知方法として、どのような形で行っているのか伺います。

（瀧澤誠 教育センター所長） 周知の時期は年度の初めと長期休業の前を重点的に、相談先が書かれたカードやチラシを各学校に配布して周知を図っています。また、各校のホームページでもその旨の掲載をしております。

（内田みどり 委員） この1件に対する評価については、1件もあったのか、それとも1件しかなかったのかというところを疑問に感じました。

（瀧澤誠 教育センター所長） 例えば実際に学校の中で先生や友人に相談をすることでいじめが認知され対応するケースもございます。一方で「子ども・いじめホットライン」のような機関に連絡すること相談しやすさを感じる児童生徒もいれば、それにハードルの高さを感じる児童生徒もいると思いますので、もっと積極的に周知を図ってまいりたいと思います。

（内田みどり 委員） その相談の方法も、電話や電子メールだけでなく、SNS等の方が連絡しやすい場合もあると思います。

（瀧澤誠 教育センター所長） 埼玉県では、SNSを通じた相談を行っており周知を行っております。

（小池智司 委員） 表記の方法について、報告書2ページ「魅力ある学校づくり事業」の中で、令和2

年度は紙上発表に変更と記載がありますが、何を紙上発表に変更したのかが記載されていないので、そのことがよくわかりません。同様に17ページ「施策4 学校教育相談の充実」の施策評価の1行目に不登校対策事業の評価の中で、本教室がという記載がありますが、この本教室は、文脈からは学校適応指導教室のことかと思いますが、このことについても具体的に書いたほうがよいと思います。

(瀧澤誠 教育センター所長) 分かりやすい標記に修正を行ってまいります。

(小池智司 委員) 別冊実績7ページ「学校図書館支援員派遣事業」の中で、1校当たりの派遣回数が平成30年度から令和2年度までの3年間の平均回数に変動がありませんが、令和2年度の4月から5月までの休校があっても、その回数に影響がなかったのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) コロナ禍におきましても勤務しておりましたので、その回数に対する影響はございませんでした。

(谷島大 委員) 報告書7ページ「施策4 小中一貫教育に向けた教育の推進」に記載されている内容やその評価がありますが、どのように小中一貫の教育に向けた取組に結びついているのかが分かりづらいたと感じます。学校施設更新計画の中でも小中一貫教育の検討が進められているタイミングでもありますので、このタイトルにあります小中一貫に向けた教育の推進とその具体的な事業の内容が結びつくような説明があったほうが分かりやすくなると思います。また、17ページ「施策4 学校教育相談の充実」の中に「教育相談事業」があります。相談件数や回数が増加し、また複雑化していく中で、丁寧な対応を行うことが大変重要に感じていますが、別冊実績11ページには終結率が年々下がってきていることが気になります。今後も増加することが予想されますので、人員配置や予算も含めて今後対応の強化が必要だと思っておりますので、そのような課題について記載がある方がよいと思います。

(瀧澤誠 指導課長) 小中一貫教育を踏まえた分かりやすい記載や、教育相談体制の強化についても記載を改めてまいります。

(中野住衣 教育長職務代理者) 同じく報告書17ページ「教育相談事業」の評価の記載で、丁寧なカウンセリングなどの確かな支援を行うことで多くのケースを終結させることができたとありますが、その2段落後には、年度内の終結率が低くなっていますとあり、この部分を結ぶ説明がさらに必要に思います。別冊実績7ページの「幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業」の中で、幼・保・小連携合同研修会の対象が中学校の教職員も含まれていますが、中学校の教職員も出席したのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 教育相談の終結率の記載につきましては、修正してまいります。また、2点目の件につきましても、本研修会の対象には中学校教職員は含まれておりませんので、修正してまいります。

(中野住衣 教育長職務代理者) 続いて報告書11ページの「学校図書館支援員派遣事業」についてですが、評価にありますように小学校は1校当たり1名の支援員が配置され、その成果は大変大きいと感じています。学校の取組によって、学校全体の子供たちの読書生活が大きく変わると考えます。今求められているアクティブラーニングの視点に立って、その生徒の学びということを考えると、この学校図書館の役割は非常に大きく、これからますます期待される場所だと思います。学校図書館は、

読書活動センターとしての役割だけではなく、これまで以上に学習等の情報センターとしての役割を果たしていくことが大事になってくるというように思います。主体的・対話的で深い学びを求めるアクティブラーニングの考え方がありますが、特に中学校ではより深い学びにつなげていく際にも学校図書館の活用があると思います。施策の評価にも記載がありますが、中学校にも図書館支援員の1校1名の配置をお願いしたいというように考えています。

(瀧澤誠 指導課長) 現在、ICT環境の充実によりインターネットで調べると安易に考えてしまいがちなところもありますけども、やはり学校図書館を利用した学習活動を充実していきたいと考えておりますので、図書館支援員の配置につきましても要望していきたいと思います。

(中野住衣 教育長職務代理者) よろしく申し上げます。続いて、報告書14ページ「さわやか相談室相談員運営事業」について、小学校でさわやか相談室を開設しているとあります。これが具体的にどのような機能しているのか、また、中学校区内の小学校と連携することでどのような効果が出ているのかなど、現在の取組を通じた成果を伺います。

(瀧澤誠 教育センター所長) 中学校のさわやか相談員が、その中学校区内の小学校を月に1回訪問して、相談を受け付けております。場合によっては小学校からの依頼により月1回以上訪問して、相談している実績もございます。この事業を行うことにより、中学校から見れば、小学校の状況を把握することができますので、スムーズな小学校との連携が進められることができます。

(中野住衣 教育長職務代理者) 学級に入れられない場合や、学校でも別の場所で勉強したいなど様々な生徒の状況があるとも考えられますが、特に中学校3年生になると生徒は受験を控え、様々な心配を抱える状況があると思います。そのような中で、受験に向けてもっと勉強したいというような学習面の支援を求められた時に、さわやか相談室の対応も含めて中学校の対応としてはどのようなことがあるのか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) その生徒の状況にもよりますが、担任の教員や相談員などで相談しながら、例えば相談室を利用して学習するというケースもございますし、また別室を設けて、その対応は相談員に限らず、その時間に対応可能な教員が学習支援をする場合もありますし、日中の登校が難しい生徒には、夕方以降に学校に登校してクラス担任や教科担任が対応して支援するという場合もございます。

(中野住衣 教育長職務代理者) 学校に足を運ぶことができない生徒は、学校以外の場に行って学習するというケースも増えていますか。

(瀧澤誠 教育センター所長) 教育センターに通う場合もございますし、民間の支援機関が支援している場合もございます。

(中野住衣 教育長職務代理者) 学習面を含めた生徒それぞれの問題は多様化していますので、その居場所作りというのは大きな課題であると考えています。続いて、報告書17ページ「不登校対策事業」の中で、適応指導教室を利用した人数が24人と記載があります。また、その評価の内容には不登校児童生徒数の内、適応指導教室に関わった児童生徒が約9%であるとあります。不登校児童生徒と教育センターをどのように関わらせるかという課題がありますが、個別の教育相談から適応指導教室へ

入級の運びとならない理由というのは何か伺います。

（瀧澤誠 教育センター所長）理由は様々にあるかと思えます。まず、そもそも自宅から外に出たがらないという場合があると思えます。また、学校には行きたくないという場合もあれば、学校までは行けても教室に入れないという場合もあります。また、全く別の所へ行くということに対しては非常にハードルを感じてしまう場合もあります。一方で、学校とは違う環境に変えたいという場合もあります。児童生徒の状況は多様でありますので、その多様な状況にあった支援をやっぱり学校としては継続的に働きかけて、支援していく必要があると思えます。

（中野住衣 教育長職務代理者）適応指導教室を利用した児童生徒数が24人と非常に多くなってきていると思えますが、これは昨年度から人数が増員されたスクールソーシャルワーカーが、家庭と学校と教育センター等の教育機関とをつないで、適応指導教室の一部の内容を活用して行っている成果として表れていると考えますが、いかがでしょうか。

（瀧澤誠 教育センター所長）適応指導教室に来所して支援を受けた児童生徒数が24人となっておりますが、それ以外にもスクールソーシャルワーカーが家庭訪問をして、家庭で支援をする場合もございます。教育センターまでは距離があるなどの事情により、近隣の集会所等を借りてスクールソーシャルワーカーがそこに行って学習支援をしている場合もございます。

（中野住衣 教育長職務代理者）平成30年度の点検評価の際に適応指導教室の利用者の人数は、入級していなくても、利用している場合にはその人数も含めてカウントしているという説明がありました。そのため、これからのスクールソーシャルワーカーの活躍に期待しておりますので、ぜひその活動も評価の中で記載していただければと思えます。また、報告書11ページの基本目標Ⅱの説明の中で、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援により不登校児童生徒を関係機関につなぐ働きかけをすることで、教育センターの相談機能の充実を図るというように記載されています。そこで令和2年度にスクールソーシャルワーカーが対応したケースは何件かということと、具体的にどのような働きかけでその成果を上げることができたのかという2点について伺います。

（瀧澤誠 教育センター所長）スクールソーシャルワーカーの令和2年度の対応件数として、派遣件数は、対象児童生徒数で40人、相談件数は7,569回でした。また、支援の内容としましては、まず、家庭訪問による働きかけがございます。また、学校等に登校する際に家庭訪問しスクールソーシャルワーカーと一緒に学校や教育センターに登校して支援をすることもございます。また、地域の公民館や集会所等を利用して学習支援をしたり、学習まではいかなくとも、まずは家から出るというような形の支援を粘り強く支援をしたりしております。中には訪問しても、なかなか出て来られないケースもありますので、まずは手紙を出して働きかけるということもございます。

（中野住衣 教育長職務代理者）不登校対策は最重要課題というように認識しています。そのため、課題について例年同じような内容が出てきていますが、今年度は課題についてこのような取組をして、成果はこのような状況であって、引き続きの課題はこうであるというような今後に向けての取組の内容がさらに記載が必要であると考えます。最後に報告書35ページ「放課後子供教室運営事業」の中で、公民館の事業として初めに目的が書かれていますが、評価にはどのように目標達成ができたかということが記載されていません。公民館の新しい事業として取り組んだものであったと私は評価して

いますので、その評価としてどのようなことが挙げられるのかということに記載していただきたいと思います。

(角田広高 生涯学習課長) そのように記載する方向で検討してまいります。

(池田直隆 教育総務課長) 本日いただいたご意見につきましては反映させていただくとともに、指摘いただいた部分だけでなく、全体を見直しまして、影響する部分についてもあわせて修正などを行ってまいります。本日この場だけでなくご意見のある場合は、第三者評価をお願いする関係もございませぬので、来週10月5日までに、ご意見等をいただきたいと思ひます。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、協議の件につきましては、来週10月5日までにご意見や質問等をいただければと思ひます。なお、11月定例会には第三者評価を含めた形で議案として提出したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

日程第6 報告事項

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」です。本日予定しております報告事項は、8件でございます。それでは、報告事項について説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 「報告事項1」につきましては清水教育総務部次長より、「報告事項2」及び「報告事項3」につきましては池田教育総務課長より、「報告事項4」につきましては角田生涯学習課長より、ご説明申し上げます。

○報告事項1 令和2年度定期監査等の結果について

(清水千絵 教育総務部次長) 「報告事項1 令和2年度定期監査等の結果について」ご報告いたします。報告事項1ページをお願いいたします。地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員による定期監査が実施され、同条第9項の規定に基づき、報告書の提出がありました。このうち指摘事項については、監査委員に対し措置報告を行い、監査委員から令和3年8月27日付けで公表があったので報告いたします。監査実施日は、令和2年10月28日、30日で、監査の対象は、教育委員会事務局各所属と平方幼稚園、小学校5校、中学校3校となっております。監査の範囲は、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの財務等に関する事務でございます。この結果でございますが、財務に関する事務の収入・支出事務、各所属、幼稚園、小・中学校等の財産管理について、「おおむね適正」という監査結果でございました。また、一部に指摘すべき事項が見受けられたので、適正な事務執行に努めるべく、その措置を講じられたいとの意見が付されました。報告事項3ページ・4ページをお願いいたします。別添資料の指摘事項措置報告にあります指摘事項につきましては、指摘を受けました各所属におきまして、適正な事務処理を行うべく、その後の対処について、措置状況として監査委員に報告いたしました。説明は以上でございます。

○報告事項2 第2回上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会の結果について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項2 第2回上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会の結果について」ご報告いたします。報告事項の5ページをお願いします。先月の定例会においてご報告したところでございますが、市議会に設置をされている「上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会」が、8月23日に開催がありましたので、委員会で説明した内容などをご報告いたします。委員会の議事といたしましては、最初に「学校施設更新計画の今後の方針について」ということで、会議冒頭に、畠山市長から今後の方針について説明をいたしました。発言の要旨といたしましては、「次の3つの方針の下に計画を進めていくよう指示をした」ということで、1つ目の方針として、全ての小・中学校のこれまでの歩みや歴史、地域の皆様の熱い思いを大切にしながら、市民の皆様としっかり議論、討論、検討すること。2つ目の方針として、学校再編につきましては、決して市が強行して進めるようなものではなく、意見の集約が図られたエリアから実施をしていくこと。3つ目の方針として、再編に伴い空きが生じた学校施設につきましては、地域の皆様の意向を踏まえながら、それぞれの地域のスポーツ、文化、交流、または避難のための拠点として有効活用を広く検討すること。これらのことを踏まえた上で、広く市民の皆様の説明をするとともにご意見を伺いながら、丁寧に、そして時代の変化に合わせ柔軟に進めていくことを、市長から説明いたしました。

この後、委員からの質疑応答を挟みまして、続けて「地域説明会の結果及び今後のスケジュールについて」ということで、教育総務部から資料を提出して説明をさせていただいております。配付した資料でございますが、先月の教育委員会で配布いたしました地域説明会の結果に係る資料と、その他、本日の報告書に添付しております資料1、資料2の資料を提出して、説明したところでございます。最初に「地域説明会の結果」については、先月の教育委員会定例会で私からご報告させていただいた内容とほぼ同じ内容を特別委員会でも説明いたしました。

次に「今後のスケジュール」ということで、最初に、スケジュールに関連いたしまして、計画全体の推進の方針、個別の事案の方針についてご説明をいたしました報告書の6ページ資料1をご覧くださいと存じます。まず、全体の方針についてでございます。学校再編については、地域からのご意見、調査特別委員会からの提言を受け、計画や再編案の見直しを行った後、地域の方々、保護者、自治会などに説明を行うことといたします。また、各エリアにおいて具体的な検討を行う新しい学校づくり検討協議会は、市民等への説明終了後に設置をして協議を進めることといたします。

続きまして、個別の事案の方針でございます。庁内の検討組織については、庁内に上尾市学校施設更新計画検討委員会を設置し、計画の修正に当たって課題を共有し、解決の方策を議論してまいります。2番目の小中一貫教育については、教育委員会内において他自治体への視察を実施するなど先進事例を研究し、検討を深めてまいります。3番目の給食提供方式については、教育委員会内において小中学校給食提供の現状について分析、他自治体の状況を調査するなど検討を開始することといたします。4番目のプール整備につきましては、既に検討を開始し、近隣自治体の方向性やプール指導の民間委託化を進めている自治体に対して調査を実施してございます。今後、具体的な検討を進め、整備方針を決定いたします。

次に、避難所としての学校施設の在り方については、学校施設は指定避難所として指定していることから、地域の意向を踏まえながら検討を進めていくことといたします。最後に、統廃合後の既存施設の活用については、新しい学校づくり検討協議会及び上尾市学校施設更新計画検討委員会にて統廃合後の敷地、校舎等の活用方法について検討してまいります。

以上、それぞれの課題の方針、方向性を協議、検討し、これらの方針等踏まえた上で、この後、詳しいスケジュールを説明いたしますが、具体的な学校施設の再編案をお示しすることを考えてございます。

次に、最後になりますが、今後のスケジュールをご説明させていただきます。報告書7ページの資

料2をご覧いただきたいと存じます。資料2でございますが、上から下に向けて時間の軸が流れていくイメージでご覧いただきたいと思っております。そして、横軸ですが、一番左側に予定する時期を記載してございます。その右側に、「地域、保護者に関する事項」、中央に「教育委員会に関する事項」、一番右側に「議会に関する事項」を記載して、それぞれ区分に分けて記載をしてございます。本年7月には、地域説明会を実施したところでございます。今後は、市や地区の自治会連合会の会議に出席して、説明会の経過や現状について報告をさせていただきながら、地域からのご意見をお伺いしていきたいと考えてございます。並行いたしまして、市議会の方では調査特別委員会での審議が行われ、提言がなされる予定であるとのことでございますので、最終的には当該提言を受けて見直し案を検討していく必要があることから、提言がなされるまでの間は、庁内では内部調整を図る程度の動きとすることを考えているところでございます。そして、市議会からの提言がなされた後は提言を踏まえた上で検討を進めるとともに、「地域・保護者の欄」になりますが、小・中学校の保護者ヘイターネットを活用して動画等による計画の周知と意見聴取を図り、保護者からの意見も踏まえながら計画の見直し案の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。さらに、資料には記載はございませんが、これらの検討と並行して、先ほどご説明いたしました小中一貫教育や給食の提供方式、プール整備についても、委員の皆様の協議をいただきながら、一定の結論を出してまいる予定でございます。そして、これらのプール整備などの方針も踏まえた上において、具体的には令和5年3月までに計画の見直し案を教育委員会として、決定していきたいと考えているところでございます。見直し案が決定した際には、市議会や地域や保護者に対しましても、再度丁寧に説明する機会を設けてまいります。これら各方面の説明をしっかりと実施した後に各エリアに設置する新しい学校づくり検討協議会を立ち上げて、各エリアや各校での個別具体的な検討に入っていくことを予定しているところでございます。

当初のご説明してきた予定では本年度9月頃には、各エリアで検討協議会を立ち上げる予定でございましたが、スケジュールを変更して、市議会からの提言等をいただいた後にしっかりと検討し、対外的に丁寧に説明した上で、令和5年度の検討協議会の設立ということでスケジュールを変更するものでございます。

以上、8月23日の「上尾市学校施設更新計画 基本計画 調査特別委員会」で、説明をさせていただきました。教育委員の皆様にも今後、さまざまな論点について、ご意見を賜り、協議をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本件に関連いたしまして、更新計画に関しまして、現在開会中の市議会9月定例会において、一般質問を頂戴してございます。詳しくは、来月の教育委員会定例会でご報告いたしますが、大きな方針として、畠山市長が答弁をしてございますので、ご報告をさせていただきます。1点目として、学校施設更新計画 基本計画については、一旦凍結をした上で、議会提言などを踏まえて見直しを図っていくこと、2点目として、地域説明会などでいただいたご意見などをしっかりと検討し、経費35%削減の枠にとらわれずに、適正な財政規模での学校施設の更新計画として、見直すべきところは見直すよう、担当部局に指示したこと、3点目として、巻末資料として掲載した、具体的な学校配置の再編案については、規模が大きくなり過ぎていることや通学路が遠くなることなど、地域説明会で頂戴したご意見を参考に、ゼロベースで見直しをするよう、指示したこと、畠山市長から、方針として以上の答弁がございましたのでご報告いたします。説明は以上でございます。

○報告事項3 職員人事異動について

(池田直隆 教育総務課長) 「報告事項3 職員人事異動について」ご報告いたします。報告事項の8ページをお願いいたします。令和2年9月1日付で、報告書記載のとおり、スポーツ振興課所属であ

った2名の主任職の職員について、人事異動を行いましたので報告します。説明は以上でございます。

○報告事項4 令和3年度上尾市立公民館年間事業計画及び令和2年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について

(角田広高 生涯学習課長) 「報告事項4 令和3年度上尾市立公民館年間事業計画及び令和2年度上尾市立公民館事業の状況及び事業評価について」 ご報告いたします。報告事項の9ページをお願いいたします。上尾市立公民館管理規則第17条第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年度の公民館の年間事業計画と、令和2年度の公民館事業の状況及び事業評価について報告します。まず、別冊の「令和2年度公民館 事業状況及び上尾市公民館事業評価表」の1ページをお願いいたします。令和2年度は、新型コロナの影響により、6館全体で施設利用が9,882件、利用人数が8万8,176人となりました。また、主催事業は74事業、参加人数は2,116人となりました。2ページからは、令和2年度までを計画期間とする「第4次生涯学習振興基本計画」の4つの基本目標ごとに、各公民館の評価と公民館運営審議会委員の主なご意見を記載しております。

次に、もう一つの別冊「令和3年度 公民館年間事業計画」をお願いいたします。今年度の各公民館の主催事業の計画について、上尾公民館から順に1ページずつ記載しておりますが、8月2日からの緊急事態宣言により、中止もしくは延期した事業もございます。説明は以上でございます。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 「報告事項5」及び「報告事項6」につきましては瀧沢指導課長より、「報告事項7」につきましては松木学校保健課長より、ご説明申し上げます。

○報告事項5 令和3年度第1回生徒指導に関する調査結果について

(瀧沢誠 指導課長) 「報告事項5 令和3年度第1回生徒指導に関する調査結果について」 ご報告いたします。報告事項10ページから12ページをお願いいたします。今年度4月から8月上旬における生徒指導に関する調査をまとめたものです。「暴力行為」、「いじめ」、「30日以上長期欠席者数」について、それぞれまとめております。

「暴力行為」につきましては、小学校49件、中学校13件です。暴力行為の小中学校それぞれの内訳は、小学校49件のうち、対教師暴力が1件、児童間暴力が47件、器物損壊が1件です。中学校13件のうち、対教師暴力が3件、生徒間暴力が8件、器物損壊が2件です。件数の多くを占める児童生徒間暴力については、いじめの認知報告「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」に起因しているものです。暴力行為の件数につきましては、昨年度に比べて急増しておりますが、これは、この2～3年のいじめ認知に伴う捉え方の問題と重なる部分もあり、暴力行為の捉え方を定義に基づいて認知をしていく必要があるという課題が全国的にもございます。そこで今年度より暴力行為の認知については、文科省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の定義である「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」に基づき、けがの有無やけがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、積極的に認知をして計上することを各校に依頼しましたので、本件数となったものでございます。なお、今回認知した暴力行為につきましては、各校において適切に対応し、経過観察となっております。

「いじめ」認知件数は、小学校で187件増加、中学校で29件増加、合計で216件増加しております。これは、令和3年度よりいじめの認知を定義に基づいた積極的な認知をするよう各校に依頼した結果であるのとらえております。

「30日以上長期欠席者数」は、昨年度比で小学校が25名増加、中学校が100名増加しており、これは、昨年度の4月、5月が、臨時休業であったため大きく増加しているように見えるもので

す。しかし、平成30年度からの推移を見ますと、小中学校ともに右肩上がりに増加傾向にあることには違いありません。説明は以上でございます。

○報告事項6 令和3年8月 いじめに関する状況について

(瀧澤誠 指導課長)「報告事項6 令和3年8月 いじめに関する状況について」ご報告いたします。報告事項14ページから16ページをお願いいたします。15ページが小学校、16ページが中学校の状況となっております。8月のいじめの認知件数は、小学校10件、中学校0件でございます。解消につきましては、小学校27件、中学校4件となっております。解消に向けて取組中となっているものが、今回の新規を合わせて小学校282件、中学校59件となっております。説明は以上でございます。

○報告事項7 令和3年度就学時健康診断の実施について

(松木ヒロシ 学校保健課長)「報告事項7 令和3年度就学時健康診断の実施について」ご報告いたします。報告事項17ページをお願いいたします。当事業は、毎年度実施しております翌年度入学予定の新小学1年生を対象とした入学前の健康診断を実施するものでございます。今年度につきましては、10月初旬に受診対象者の保護者に「就学時健康診断のお知らせ」を郵送し、次ページ資料の表にありますとおり、10月25日から11月25日まで、それぞれの小学校で実施するものでございます。説明は以上でございます。

(小林克哉 教育総務部長)「報告事項8」につきましては島田図書館長より、ご説明申し上げます。

○報告事項8 控訴の提起に係る意見の申出について

(島田栄一 図書館長)「報告事項8 控訴の提起に係る意見の申出について」ご報告いたします。報告事項(その2)1ページをお願いいたします。緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長が臨時に代理して処理いたしましたので、報告いたします。4ページの提案理由ですが、さいたま地方裁判所令和2年(ワ)第2435号損害賠償請求事件、これは、原告である栄電業株式会社が、被告である市に対し、平成29年9月20日に成立した(仮)新図書館複合施設建設工事(電力設備工事)に係る工事請負契約を、市が解除したことによって生じた損害賠償金として、6,946万6,702円及びこれに対する平成30年7月10日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払を求めたものでございました。この事件に対する判決が去る9月14日に言い渡されたことから、これに関し、控訴の提起をすることについて、議会の議決が必要になったものでございます。

次に、内容ですが、「1 第1審の当事者」、控訴人となるべき者は、上尾市で、被控訴人となるべき者は、上尾市藤波三丁目319番地1 栄電業株式会社です。「2 控訴の趣旨」ですが、1項目目として、原判決中控訴人となるべき者の敗訴部分の取消しを求めるものです。この敗訴部分でございますが、第1審判決において、被告である市に支払いを命じられました6,923万2,024円の損害賠償及び年3%の遅延利息の部分のことでございます。

2項目目として、被控訴人となるべき者の請求の棄却を求めるものです。これは、被控訴人となるべき第1審の原告である栄電業(株)が、訴状において請求していた6,946万6,702円及びこれに対する平成30年7月10日から支払済みまで年5%の割合による金員の支払を求めた部分の棄却を求めるものでございます。なお、訴訟の手續上は、記載のとおりとなりますが、実務面におきましては、第1審の時と同様に、実際に支出した積極損害については認め、消極損害である逸失利益につい

て争っていくものでございます。「3 第1審判決の内容」ですが、「被告は、原告に対し、6,923万2,024円及びこれに対する令和2年11月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。」などとするものです。

なお、この議案につきましては、昨日、市議会において、全会一致により議決されたものでございます。控訴する期日が本日となっておりますことから、控訴の手続きを経て、東京高等裁判所で第2審が開始されることとなります。ここで、判決における裁判所の判断について、説明させていただきます。まず、損害賠償額6,923万2,024円の内訳といたしましては、実費分59万524円、得べかりし利益である逸失利益6,864万1,500円でございます。この判決の主なポイントでございますが、本事案において、裁判所は、得べかりし利益である逸失利益は、請負代金から工事を完成させるために必要な費用、例えば、材料費、人件費、下請業者への報酬等を控除して計算されるものと判断したものです。原告から証拠資料として、実行予算書というものが提出されています。工事の費用、期間と最終目標利益などが示されています。例えば、各工事等の契約上の見積額と実際に下請業者への見積額などの目標予算があり、その差額が「得られたはずの利益」とされたものです。一方、市は、統計データに基づく利益率を主張しておりました。裁判所は、工事を完成させるために必要な実額が立証されている事案では、統計上の数値を考慮する必要はないと、市の主張が退けられたものです。

続きまして、経過報告でございます。去る教育委員会8月定例会で議決をいただきました、議案44号 令和3年度一般会計補正予算の関連部分及び議案第46号 裁判上の和解をすることに係る意見の申出についてです。これは、本議案の原因と同様で、アサヒ住建(株)を原告とする損害賠償請求事件であり、市は、原告に対し、1,710万円の支払義務のあることを認めるものという、「裁判上の和解」をするものでした。これについては、9月17日の市議会に関連議案の採決があり、いずれも否決されました。主な反対意見として、「議会は、費用の増減が、判断の重要事項ではない。重要なのは、公金支出における適正さ、もしくは透明性である。」、「市は判決を真摯に受け止め、省み、改善策を講じ、再発防止への教訓とすることこそ、求められている」、「裁判上の和解の効力は、それ相応の効力が認められるということは理解しているが、和解を認めたら、何が争点だったのか分からない。」などであり、判決理由が付された判決が必要との主張でした。今後は、判決による解決を図ることとなります。説明は以上でございます。

(小林克哉 教育総務部長) 報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。報告事項について説明をいただきました。委員の皆様の方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(内田みどり 委員) 報告事項5の中で、特に中学生の不登校が増えております。不登校の中学生のうちどの程度の生徒がスマホを持っているか把握しているか伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 調査を行っておりませんので、把握しておりません。

(内田みどり 委員) スマホの普及が進み、スマホがあれば家にも全然寂しくないという子供が多くなっています。スマホがあれば24時間365日動画が流れますし、SNSで様々なことが発信されています。不登校の児童生徒にどうしても学校に出てきなさいということは難しいと思いますが、そのような場合にスマホを使った支援や、スマホで学校とつながるような対策が行えることがあるの

ではないかと考えますが、そのことについて伺います。

(瀧澤誠 指導課長) スマホを活用した支援については、これから対策を考えていかなければならないと考えております。一つの例として、電話でも家庭訪問で連絡がつかない場合には、オンラインのスマホの画面を通して相談を行うことも考えられます。また、このスマホにもメリットやデメリットもありますので、保護者や本人に対してそのようなことも啓発できるような機会を設けていきたいと考えております。

(内田みどり 委員) 時代も変わってきていますので、方向性も変えて、様々に対策を採っていただければと思います。

(中野住衣 教育長職務代理者) 同じく報告事項5の資料12ページの表やグラフでは、中学校の長期欠席者数のうち病気を理由とするものが非常に増えています。令和3年度前期のこの変動に関する原因や背景について伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 病気につきましては、例えば内科や外科的症状により入院や治療によって欠席している場合もございますし、精神的な症状の診断により欠席している場合もありますが、背景については、把握しておりません。

(中野住衣 教育長職務代理者) 増加の割合が非常に大きくなっていますので、今後その背景がわかれば教えてください。

(大塚崇行 委員) 報告事項1について、資料3ページの(2)契約関係中イの項目に、設計額を超える金額で委託契約を締結していたという指摘がされていますが、その措置状況が、当該業務以降の契約については超えておらず同様の事例は発生していませんということが記されていますが、この部分にはなぜそのようなこととなったのかということをお答えのべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) 監査委員への報告はこのように行っていますが、この件につきましては、人的な設計額の入力誤りが原因となっております。

(大塚崇行 委員) 学校施設更新計画の今後のスケジュールでは、令和5年3月までの約1年半で見直し案を検討するとありますが、個別の検討としてできることはやっていくべきだと考えております。特に小中一貫教育について、資料に他自治体の事例を研究し、検討を深めるとありますが、私どももそのような事例を早く知りたいということがありますので、1年半かけてということではなく、早めにはできることはやっていくということできず検討を進めていただきたいと思います。

(池田直隆 教育総務課長) 小中一貫教育に限らず様々な課題がございます。文部科学省の方でも文献が出ておりますので、そのような資料をお渡ししたいと考えております。また視察等につきましては、事務局職員が昨年度に県内の春日部市の義務教育学校へ視察を行っております。コロナ禍の影響もございまして、実施が難しい面もございます。県内や東京都、神奈川県など近隣都県にも小中一貫教育を行っている事例がございますので、上尾市に合った形を探しながら視察を実施していきたいと考え

ております。

(中野住衣 教育長職務代理者) 報告事項4について、上尾市立公民館の事業評価では、各観点別の評価結果についてはわかりますが、公民館として今後どのように活性化していくのかという今後の課題がなかなか見えてきません。そこについて伺います。

(角田広高 生涯学習課長) 今後、公民館長会議等で、検討していきたいと考えております。

(中野住衣 教育長職務代理者) 社会環境は大きく変化する中で、先ほどの放課後子供教室については、新しい形の展開であると捉えています。そのようなことを含め、今後の社会教育の中の公民館の役割や課題について考えていただきたいと思います。

(小池智司 委員) 同じく報告事項4について、事業評価では、上尾公民館の成果の中では、窓口や電話、ホームページへの問い合わせに対し、情報提供ができたとありながら、その課題として、情報提供をしていることの認知度を高める必要があると記載されています。できたと言っても、認知度を高める必要がありますと言っていて、自己評価がAというのは随分甘い評価であると思います。同じ項目でも大石公民館では情報発信に対して、広報誌やホームページを見ない人への対応が課題と捉えており、自己評価もBとなっています。公民館は昨年度コロナ禍により、様々な事業を計画していた事業も中止するようなことがありましたが、そのような大変な中でもできることを考え、新しくオンラインで開催するということを始めしています。子育ての世代や高齢者の方が、来場したいけどできないという方がいると思いますので、このような機会によく研究していただき、オンラインをうまく活用すれば、講座等に参加する人が増えてくると思いますので、その活用を進めていただき発展させてもらえればと思います。

(角田広高 生涯学習課長) まず公民館の評価については、昨年の報告の際にも評価の基準についてご意見をいただいております。今公民館長と一緒に基準作りを検討しているところでございます。もう一点のオンラインの活用につきましては、生涯学習課としても今後のニーズの必要性は十分承知しております。市全体の公共施設の中でのW i - F i等の整備の流れに沿いながら対応していきたいと考えております。

(池野和己 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ありがとうございます。報告についての質問、ご意見は以上で終了とさせていただきます。

日程第7 今後の日程報告

(池野和己 教育長) それでは続きまして「日程第7 今後の日程報告」をお願いします。

(池田直隆 教育総務課長) 次回の定例会でございますが、10月21日木曜日、午前9時30分からの開催となります。報告は以上でございます。

(池野和己 教育長) 教育委員の当面の日程について説明がありましたが、これについて何か質問はありますでしょうか。

(内田みどり 委員) 中学生の生徒には新型コロナワクチン接種が始まっておりますが、教職員の皆様の接種状況はどのようになっているか伺います。

(松木ヒロシ 学校保健課長) 接種率は把握しておりません。

(内田みどり 委員) 12歳未満の小学生が未だに接種できない状況にありますので、小学生の児童を守るためにも、諸事情により接種できない方もいらっしゃるような方へは配慮をしながら、教職員の皆さんの状況を確認いただければと思います。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第8 閉会の宣告

(池野和己 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会9月定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和3年10月21日 署名委員 中野 住衣